



日中はまだまだ暑さが続きますが、夜は涼しい風を少し感じられようになりましたね。  
さて100年前の1923年9月1日は関東大震災が発生しました。皆さんもご存じの通り、多くの犠牲者が出てしまった災害です。気象庁や内閣府の「関東大地震から100年」特設サイトなどをご覧ください、将来発生が予想される「首都直下地震」への備えを今一度考えましょう。

## ～（インボイス）代理交付と媒介者交付特例～

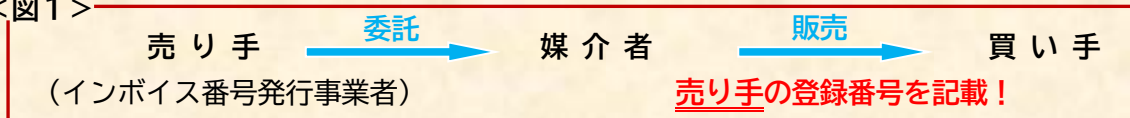
10月より始まるインボイス制度により、インボイス発行事業者が顧客と取引をした際には、インボイスの登録番号の交付義務があります。

飲食店等であれば、会計の際に番号を記載した領収証を発行することで対応する事となりますが、通信販売のECサイトや、不動産管理会社へ支払う家賃等、売り手と買い手の間に媒介者をはさんで取引が行われる委託取引の場合、インボイス番号の取り扱いには、2つのパターンが存在します。

### ①＜代理交付＞

売り手に代わって、受託した媒介者が買い手にインボイスの登録番号を交付する方法です。名称上は代理となっていますが実質的には代行に近く、この場合の**インボイス番号は、売り手の登録番号を記載します**(図1)。

<図1>



メリット……媒介者がインボイス番号発行事業者でなくても、交付する事が可能です。

デメリット…個人事業の場合は、売り手の氏名（屋号）や名称を記載する必要があるため、匿名性が無く、ペンネームを使用している作家や、アーティストの情報が買い手に知られることとなります。

### ②＜媒介者交付特例＞

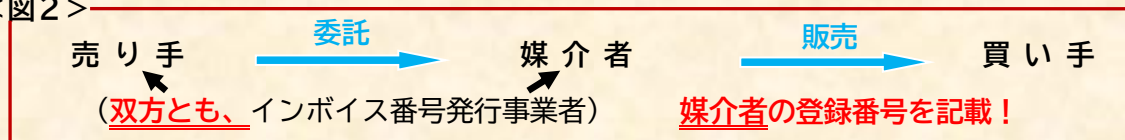
①と同じく、媒介者が買い手にインボイスの登録番号を交付するという方法ですが、こちらは字の如く、**インボイス番号は媒介者の登録番号を記載します**（図2）。この方法を選択するためには**2つの条件**が必要となります。

1. 売り手（委託者）と媒介者（受託者）の**双方が「適格請求書発行事業者」であること。**
2. 委託者が受託者に適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を、取引前までに通知すること

主な通知方法

- (1) 個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法
- (2) 基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法

<図2>



メリット……媒介者の（受託者）の氏名とインボイス登録番号のみが記載されるため、売り手（委託者）側の情報は記載されません。①のデメリットにあつた匿名性を確保する事ができるので、個人情報を知りたくない売り手にとっては有用となります。

デメリット…選択するためには、受託者・委託者双方がインボイス番号発行事業者である必要があるため、双方で情報を提供し合うという事務的な手間がかかります。

なお、①・②は共通して、売り手がインボイス発行事業者であることが必須の為、**売り手が免税事業者の場合は双方とも選択ができない**ため、注意が必要です。

<インボイスの取り下げ>

インボイス番号を登録した後に、やはり登録の必要がなかった等の理由で、インボイス登録をやめたいという方は、管轄の税務署にその旨を知らせる必要があります。

必要書類ですが、インボイス制度開始前の **9月30日まで** と開始後の **10月1日以降** で提出内容が変わります。

<9月30日まで>

「インボイス登録申請取り下げ書」を作成します。こちらは、国税局の公式の様式が存在しないため、自身で作成する必要があります。以下の内容が記載されていれば、様式は問いません。

1. タイトル 2. 宛先 3. 提出日 4. 納税地
5. 氏名(法人名) 6. 電話番号 7. 内容
8. インボイス番号

<10月1日以降>

「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を国税局からダウンロードし、必要事項を記載し提出します。インボイス登録の効力を失う日は、届出書を提出した日の翌課税期間の初日となります。

ただし、届出書を翌課税期間の初日から起算して **15日前** の日を過ぎて提出した場合には、**効力を失う日が翌々課税期間の初日になってしまう**ので、提出遅れには注意が必要です。

<最低賃金の改定>

10月より、全国の最低賃金が改定されます。まだ現時点では確定されておらず、全国平均で41円の引き上げとなる見込みです。2021年(28円)・2022年(31円)・**2023年(41円)**と、3年連続で過去最高の上り幅となっており、3年間で100円上がった事になります。

都道府県ごとの引き上げ額は、経済実態に応じ、A B Cの3ランクに分けられています。

- Aランク…6都府県(東京都・神奈川県等…) +41円
- Bランク…28道府県(北海道・京都府等…) +40円
- Cランク…13県(青森県・鹿児島県等…) +39円

また、最低賃金の変更による注意点が以下2点です。

① <給与の締め日>

給与の締め日を跨いだ場合でも、改定日以降は改定後の最低賃金で給与計算を行う必要があります。

② <本社の所在地>

本社と営業所の所在地が違う場合は、営業所の所在地が最低賃金の適用地域となります。

最低賃金の改定は毎年10月と決まっておりますので、来年以降も確認を忘れないようにしましょう。

今月のあなたの運勢

✦血液型編✦

A型	B型	O型	AB型
仕事運が良く、成果を認められそう！何事も自分だけの力ではないので周りに感謝しながら進めていくと良いでしょう☺	なかなか自分の思い通りに事が進まないですが、すべての変化を受け止めて自己コントロールするよう心掛けましょう💡	対人関係に恵まれ、大きな飛躍が期待できます。今のうちに将来に結びつくような布石を打っておくとよいでしょう♪	優しい気分で人や物事に対応でき評価として現れそう！自分の時間を大切にリラックスも忘れずに過ごしましょう😊



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。